# 高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成29年12月25日(月) 13:30~15:30

2. 会 場

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「藤」

## 3. 出席者

## (1) 審議会委員

アウテンボーガルト千賀子 森林インストラクター

内田 洋子 特定非営利活動法人 環境の杜こうち

野津山 喜晴 四国森林管理局長

岡本 巧 土佐林業クラブ 副会長

小川 康夫 (一社) 高知県木材協会 会長

片岡 桂子 森林ボランティア

川田 勲 高知大学名誉教授

宗﨑 光世 林材業労働災害防止協会高知県支部 事務局長

堀 洋子 建築士会女性部会幹事

松本美香高知大学自然科学系農学部門講師

山﨑 行雄 高知県森林組合連合会 理事

## (2) 高 知 県

田所 実 林業振興・環境部長

森下 信夫 林業振興・環境副部長 (総括)

川村 竜哉 林業振興・環境副部長

坂本 寿一 林業環境政策課長

塚本 愛子 森づくり推進課長

櫻井 祥一 木材増産推進課長

松嶌 誠 治山林道課長

小原 忠 木材産業振興課長

久川 眞一郎 木材産業振興課企画監

大黒 学 森づくり推進課 課長補佐

工藤 俊哉 森づくり推進課 チーフ (森林計画担当)

### 4. 会 議

### (司 会)

審議会委員12名の内11名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

森林法第71条の規定に基づき会長を委員の互選により川田委員に決定。

なお、議長は高知県森林審議会規則第3条第3項に基づき会長が務める旨を説明。

### [議事]

川田会長が議長となる。

### -議長挨拶-

皆さんこんにちは。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日の議長を務めさせていただきます川田と申します。どうかよろしくお願い致します。一言だけご挨拶申し上げます。先ほど部長より、非常に詳しいご報告をいただきましたが、最近の木材市況は非常に景気がいいようで、製材工場の品不足など、供給側も非常に大変な状況と聞いております。しかしながら、原木価格は若干上向いているようですが、まだまだ、必ずしもそういった方向性が確定されていない状況かと思います。市場面では、高知県レベルでの市場の動きから、四国レベルでどう考えていくかという状況になってきています。川下分野における大型製材工場や木質バイオマス工場の設立など、新たな需要が生まれる中で、これまで未利用材として使えなかった材も商品化できることから、資源の活用という面で非常に有効となっていますけれども、一方で、木材価格の低迷を引き起こすような

問題もあるかと思います。いずれにしましても川下領域が非常に大きな変革をとってきている中で、これから供給側がどう対応できるのかが大きな課題になっています。森林資源は四国全域を見渡すと、十分ではありますが、これから市場への供給の仕組みをどう作っていくかが大きな課題であるとと思います。労働力不足や基盤整備の問題、木材価格の低迷、台風などの突発的な災害もある中、生産量をどう拡大していくのか厳しい状況に置かれています。高知県の場合は、産業振興計画等で、ある程度の数字の目安を出しておりますが、それを達成することはなかなか大変なことだろうと思います。しかし、森林資源が充実・成熟化している中、山村経済の活性化、木材産業の活性化に結びつけていく取り組みが行政的にも業界としても求められていると思います。今後、地域森林計画をどのように作っていくかが重要な課題となります。皆様方それぞれの立場から専門的なご意見をいただきながら、この地域森林計画がより現実的な、将来性のある計画になるように協力をいただきながら本日の会を進めて参りたいと思います。どうか、よろしくお願いします。

- -議事録署名委員選出- (宗﨑委員、山﨑委員)
- 一森林保全部会委員選任一 (内田委員、上治委員、川田委員、松本委員、山﨑委員)
- -森林保全部会長選任- (上治委員)
- 諮問文朗読(森づくり推進課長)-
- -議事の説明(森林計画担当チーフ)-
  - (1) 安芸地域森林計画について(案)
  - (2) 高知地域森林計画の変更について (案)
  - (3) 嶺北仁淀地域森林計画の変更について(案)
  - (4) 四万十川地域森林計画の変更について(案)

只今、事務局のほうから説明を頂きました。この説明内容につきまして、ご意見ご質問等がございましたら、皆様方積極的にご発言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

### (小川委員)

木材協会の小川でございます。安芸地域の新たな計画樹立ということでご説明いただきました。この資源計画の中の数字を元に、川下木材を利用する立場として何点かお伺いします。もしお答えできなければ、後ほど教えていただければ結構です。

1点目は、スギ・ヒノキの標準伐期齢でございます。スギが35年、ヒノキが45年とい うことですけど、これは考えてみると、心持ち柱を中心に 10.5cm~12cm あるわけですけ ど、16cm~20cm、そういった3面4面の材を供給するそういうことではないかと思いま す。安芸計画の4ページを開けていただきますと、齢級別人工林面積が載っております。 45年といったら9齢級ですね、35年といえば7齢級です。ほとんどの人工林が標準伐期齢 を超している中、標準伐期齢というのはその林齢に達しないと伐れないということを踏ま え、実態として、主伐されているスギ・ヒノキはだいたい何年生で伐られているのか、分 かれば教えていただきたいです。もし、35年45年で切っている人がいないのであれば、伐 期齢はもっと上げるべきじゃないかと。使う側としては実際出てくるのは、50年生60年生 だということになれば全然変わってくるわけです。現に、国有林から 30 cm上の材がシステ ム販売で出てきても、高知で製材できる工場はほとんどない状況です。四国全体で流通し ている現状から、それはそれでいいわけですが、現在高知で約 90 箇所の製材工場等があり ますが、大径材を挽ける工場がないと、10年後20年後を考えると、その時は、大径材ばか りが出てきた場合、高知県の今の製材施設では挽けないとなる。そうすると、スギ・ヒノ キの大径材がこれからどう増えてくるのかということを元に、私ども川下側は製材の施設 を変更していかなければならない。だから、製材工場は資金力豊富な非常に力のある工場 は少ない訳ですから、どうしても国の補助、県の補助が必要になります。施設を全部新し くするのは無理ですので、そういう意味で、資源計画として、伐採・造林について、齢級 別の面積を見ても明らかなように、伐期齢の平準化になってない状況です。そこで、間伐 に係る国の助成対象の齢級について、また、伐期齢の見直しについて今後、どういうお考えなのかということ、それをお聞きします。

#### (議 長)

どうもありがとうございました。

それでは、それぞれの分野の方々に簡潔にポイントだけご説明いただければと思います。

# (森づくり推進課長)

標準伐期齢の事について、森づくり推進の塚本でございます。

小川委員からのご指摘をいただいた件でございますが、この安芸の計画書では、14ページのところに記載させていただいている内容ではないかと思います。こちらの、(2) のところに立木の標準伐期齢に関する指針という事で、書かせていただいておりました、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として、それぞれのスギ・ヒノキ・マツ・その他針葉樹・クヌギ・その他広葉樹ということで、こちらの表に書いてあるような標準伐期齢を設定させていただいております。

また、ここのなお書きにも書いてございますが、この標準伐期齢というのは地域を通じた立木の伐採の時期に関する指標に当たるものでございまして、市町村森林整備計画で定められるものでございますが、この標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるものではなくて、あくまで目安というようなところでございます。県内の、特に安芸地域での今の主伐の林齢でございますが、スギ・ヒノキとも大半が50年生以上となっておりまして、確かにこの林齢等は乖離があるところではございます。特に50年から60年生が約80%というような聞き取りの結果となっており、先ほど小川委員からのご指摘がありましたようにこの齢級構成のピークが11~12齢級に集中をしていることから、実態的にはそのようなことになっていると考えられます。

# (木材増産推進課長)

伐採の事について、木材増産推進課の櫻井と申します。間伐に係る伐採の齢級について 説明致します。平成 20 年頃までは、全体の齢級が現在よりも低かったということで、8 齢 級未満の間伐が全体の半分以上を占めておりました。ただ、成熟に伴いましてそれ以降、8 齢級以上の間伐の面積の割合というものがだんだん逆転してきておりまして、こちらの新 しい資料では、平成 26 年度の資料で 70%を超えるものが 8 齢級以上 40 年生以上になって おります。それと、国の助成事業による支援ですが、60 年生までが間伐対象の林齢であり ますが、森林経営計画を樹立した林分については、標準伐期齢の 2 倍までが助成の対象と なりますので、35 年のものが 70 年、40 年のものが 80 年まで間伐の対象になるというのが 回答でございます。

# (小川委員)

ありがとうございました。よく分かりました。

標準伐期齢の、35 年 45 年というのは材積収穫が最大になる伐期齢で、その林齢になった ら、全て切るのものではないということで、それ以降、経営状況の判断で伐採していくと いうことだそうでございます。ありがとうございました。

そういうことでしたら、これからですね、間伐を繰り返して大経材が出てくるということになりますので、私ども、そういう支援状況を踏まえ、どのような材の大きさのものが出てくるのかいうことを、県のご指導をいただきながら、これから有効に活用していきたいと思います。

よく分かりました。ありがとうございました。

#### (議 長)

どうもありがとうございました。

ただいまの話につきましては、大経材が近い将来出て来れば、設備を更新しなければいけないということで、行政の方にも協力いただかないといけないというお話であるかと思います。

他にご意見がございますでしょうか。

#### (小川委員)

安芸計画区の前計画の、主伐の実行結果が 167,000 m<sup>3</sup>というお話だったんですけど、ど

のくらいの林齢を調べているのかということを分かれば、教えていただきたいです。

# (森づくり推進課長)

ご質問ありがとうございました。主伐でございますが、これはあくまで聞き取りでございますが、スギ・ヒノキともだいたい 50 年生から 60 年生で皆伐をしているのが一番多いという結果になってございます。

# (議 長)

はい、他に何かご質問がございませんでしょうか。

### (松本委員)

松本です。

16ページ造林に関する事項で少しお聞きしたいんですけれども。下の方ですね、天然更新の成立のところで更新すべき期間、この場合の5年ですけれども、5年以内に本数が見込めない場合、更新補助作業または植栽を行うということになっているんですけれども、実際、シカ害だとか、最近野ウサギとか野ネズミも増えてきているということなんですけど、この辺り、実際の補植だったり植栽なりの追加とかっていうのは、どういう対応となるのかを教えていただけますでしょうか。

#### (森づくり推進課長)

地域森林計画では、天然更新の期待成立本数を、全ての稚樹等を含めて 6,000 本/ha とし、そのうち天然更新すべき立木本数を 1,800 本/ha としています。

これら天然更新の標準的な方法は市町村森林整備計画において天然更新を行う際の規範として定められています。

伐採終了年度の翌年度から起算して5年以内に的確な更新がなされなかった場合は、その後2年以内に造林することにより更新を図ることとなっています。

また、市町村がこれらの状況を把握しやすくするため、森林法の一部改正により平成 29年4月から、森林所有者に対し、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告」が義 務づけられたことから、市町村が、伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に 行われたかを把握しやすくなり、指導・監督を通じた再造林の確保を促すものと期待され るところです。

#### (議 長)

他に何かございませんでしょうか。

私の方から、2点ほどお尋ねします。

いわゆる、人工林計画とか皆伐あるいは主伐計画が出されておるわけですけれども、主 伐には択伐と皆伐という方法がありますよね。ただいま説明によりますと、択伐というの はいわゆる成長した木を切るという事を前提の択伐だろうとは思うんです。間伐の択伐じ ゃなくてね。そうすると、単木あるいは帯状なり、これは列状間伐も択伐に入りますでし ょうか。これは間伐になりますでしょうか。

まあ、考え方なので、木によって違ってくるとは思うのですが。

### (森づくり推進課長)

森づくり推進課、塚本でございます。

林齢によっても違ってくるのではないかと思いますが、我々の整備方針としましては、 列状間伐については間伐、ということで捉えているところでございます。

### (議 長)

はい、分かりました。

## (川村副部長)

補足させていただきます。間伐と択伐の主伐の違いについてはですね、基本的に更新を伴うかどうかで分けられるということです。補助金もそうですし、森林法上の取り扱いも更新を伴うものが択伐であり、更新を伴わないものが間伐と、実際、間伐は間伐した後に再度、森林が閉鎖するというのが大前提となってきていますので、閉鎖しない状態の抜き切りのようなものは択伐の扱いになっております。

もう1点だけ。この人工造林は、皆伐面積に対してだいたい何%くらいを前提に計画を 立てられているんでしょうかね。いろいろ条件はあると思いますけど。

### (森づくり推進課長)

森づくり推進課でございます。

人工林につきましては、50%を再造林するという、後の50%については天然更新をする という、そういうような整備で数字を積みあげているところでございます。

## (議 長)

まだまだご質問、あるいは議論をして頂きたい項目、内容等もあろうかと思いますけれ ども、時間の関係もありますので、このへんで少し休憩を取らして頂きまして、皆様方か らご審議いただいた内容等について、事務局と纏めていきたいと思いますので、約10分 小休止にしたいと思います。

### 一小休止一

# (議 長)

それでは、正会に復帰したいと思います。皆様のお手元にございます答申(案)につきまして、事務局から朗読して頂きたいと思います。宜しくお願いします。

## (森づくり推進課長)

一答申(案)を朗読一

# (議 長)

この内容でよろしいでしょうか。

#### (委員一同)

異議なし。

皆さん異議がないようでございますので、この通り答申することにしたいと思います。

#### (議 長)

それでは、続きまして報告事項でございますけれども、森林審議会の森林保全部会報告をさせていただきたいと思います。議事(5)の報告案につきまして、本日欠席されておりますので、上治部会長に代わりまして、私の方から報告させていただきたいと思います。

## -森林審議会森林保全部会報告-

本審議会前に森林保全部会を行いました。そこで、株式会社サンユーの太陽光発電施設 用地の導線に伴う林地開発の事案を審議いたしました結果、委員全員の賛成をいただきま して、適当であるということになりましたのでその旨、報告いたします。

保全部会の方ではそういうことでございますので、よろしくご了承いただきたいと思います。

それでは、続きまして議事(6)の報告案件につきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

#### (治山林道課長)

一森林審議会の審議を要しない、林地開発許可事案及び保安林解除事案の内容を説明ー 治山林道課の松嶌と申します。

お手元の配付資料 6-1 と 6-2 の説明をさせていただきます。まず、過去 1 年間の林地開発許可と保安林の解除につきましてご報告させていただきます。資料 6-1 の方をご覧下さい。林地保安関係の新規の案件が上の 2 件でございます。高知市春野町内ノ谷への土石の採掘要件がありまして、先ほどご報告ありました太陽光発電施設のこの 2 件を新規許可としております。

それから、変更案件が下の3件になります。高知市春野町仁ノと神田での太陽光発電、 また、高知市土佐山白サレでの石灰石の採掘による皆伐を行っております。3件に関しまし て変更の申請がありまして、変更許可基準の照らし合わせた内容を審査しました結果、いずれも適合しているということから許可をしたものでございます。

続きまして、資料2をご覧下さい。保安林の基準に係る解除でございますけれども、一覧表にありますように10件の保安林解除を行っております。一番上の案件につきましては、宿毛市が施工主体となり、水道水の確保のために耐震性の貯水槽を移設する工事に伴い、保安林解除を行ったものでございます。それから、5番と7番の案件につきましては、保安林の種類は違いますけれども、同じ場所であったということで、これは高知県が農業用のため池の改修工事を行う事に伴いまして保安林を解除したものでございます。また、10番につきましては、県の急傾斜地崩壊防止などの落石防護柵を設置するために、保安林解除を行ったものでございます。その他は、全て県が施工主体となっています道路解除許可法面復旧などに基づきます道路工事の用地として保安林解除をしたものでございます。

以上で報告の案件と説明を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

### (議 長)

はい、ただいまの報告に対しまして何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

### (議 長)

この資料 5 の事業につきましては、保全部会の方で一応、審議させていただいたんですけど、現在この事業はどうなってますでしょうか。ちょっと、状況を教えていただけませんか。

#### (治山林道課長)

はい、結果的には平成 29 年 4 月 14 日に許可させていたいだいております。この資料にもございますけれども、砂防指定地内になっておりますので、砂防法に伴うことにつきましても、同日付で許可をさせていただいております。その後、地元、室戸市と事業者との間で 9 月と 10 月に環境協定の締結をしております。工事の方は、現在もパネルを設置中ということでございまして、安芸林業と土木部と定期的に見回りをさせていただいておりまして台風の後においても、特に苦情等はでておりません。

はい、ありがとうございました。これは、新聞等でもちょっと問題になりましたので、 非常に関心が、県民の関心も高いものだと思っております。

他に何かご質問ございますでしょうか。

今、一応こちらの事務局の方がですね、準備していただきました内容につきましては以上で終わるところですけれども、全体を通しましてですね、何かご質問・ご意見等ございましたら、ちょっと時間がまだありますので、発言したかった方もいらっしゃるかと思いますので、どうぞ、全体を通しまして、審議会の答申の方は終わりましたけれども、質問のある方は、せっかく行政の皆さんもいらっしゃいますので。よろしくお願いします。

### (堀委員)

すいません、高知県産材の木材を使用する補助金の件ですけれど、この計画とはちょっと関係ないですけれど、現在、新築もそこそこあるんですけれど、耐震に伴う改修工事、あと今後リフォームもこれから増えてくると思うんですけれど、その時に県産材、例えば床をヒノキ・スギ、県産材のヒノキ・スギに貼り替えたいとか、それで、耐震改修で柱を付け加えないといけない場合は県産材を使うとか、そういったことが多分、多く出てくると思うんですけれどね、出来るだけ我々設計士、建築に関わってる人間も県産材を使う皆さんは意識が高い方向にあるんですけれど、補助金を貰う時に、最低限、リフォーム保険というのに入らなくてはいけないんですよ。それが前提となって、補助金の㎡数、㎡数を計算して県から補助金をいただくことになるんですけれど、ごくわずかな耐震改修でも、床を貼ってもわずか30㎡とかそういうものです。貰うのが2,000円/㎡です。そこで出てくるのが6万ですよね。それを、リフォーム保険に10万ぐらいかかります。それを掛けてると、結局補助金を貰ってもお客様としては得したなという感じにならないんですよね。そこのところをもう少し使いやすい制度にしてもらえたら、皆さんもっと県産材の内装材ですよね、戸か建て具に使う材として考えていただけるのではないかと思うんですけれども。

### (木材産業推進課長)

木材産業振興課の小原です。

ご指摘でありましたリフォーム保険につきましては、いくつか設計士さんからもお声を 実は賜ってるところでございまして、制度上、しっかり掛けていないと、過失とかいろい ろあった時の問題もあると思います。一方で先ほどの補助金が少額になってしまうという 問題もありまして、うちの方でもどういう取り扱いがいいかを内部でいろいろ議論をして いるところです。ただ、ご指摘であったそういった木材利用を進めるに当たって出来るだ け皆さんに補助金を使っていただいて、その中で、問題点などをご検討させていただきた いと思います。よろしくお願いいたします。

### (堀委員)

よろしくお願いいたします。

# (岡本委員)

リフォーム保険というのはどういう保険になるのですか?

# (堀委員)

リフォーム保険は2つ種類があるんですよ。内部を貼り替えるとかする場合は、1年の補償がいただけるんですよ。ただ、増築、一部増築ですね、改築するとかそういうのは10年間の補償が付くわけです。それを前提とした保険に入ってもらわないと、県産材の補助金採択の最低条件になっていますので、いただけないというようなことになるんですよ。新築の場合はもちろん瑕疵担保保険に入ることが前提として、義務づけられていますので。

### (岡本委員)

10万というのは、例えば10年間で10万とかそういう

#### (堀委員)

そうですね、最大です。だから、ちょこっとした㎡数であればもっと安くなります。ア

ンダーとしてだいたい 4~5 万ですね。その他に、ちょこっとした増改築でも地盤調査が必要となります。これが 4 万ぐらいかかります。そうすると、6 万の保険に入って、地盤調査 4 万入れて 10 万ですよね、それで補助金が貰えるのが 10 万とか、10 万以下であれば皆さん止めときましょうということになるわけですよね。お客さんはすごいシビアです。それでも、県産材はいいから使おうかという方もいらっしゃいます。

# (岡本委員)

例えば保険を 10 万かけてリフォームで 30 万かかったと。そしたら、その 10 万が県から下りてくるということですか。

### (堀委員)

いえ、下りてこないです。それ、使える県産材のみにかかる料金です。ただ、30万でリフォームして、10万保険料入れてそれで持ち出し40万ですよね。それで、30万くらいの工事やったらおそらく県産材使って床を貼り替えたとしても4~5万出るかですよね。だから、マイナス10万を補助金に掛けて、床材4万でマイナス6万の持ち出しになるという訳なんですよ。

### (岡本委員)

そしたら保険を掛けずにやった方がましではないですか。

### (堀委員)

そうですね。そうした場合は補助金代、貰えないということになるんですよ。県産材、 使うには使ったらいいとは思いますけどね。そういう使い勝手が今、ごめんなさいね時間 が長くなって。ギリギリのところになるので、よろしくお願いします。

### (議 長)

はい、どうもありがとうございました。いろいろそういう、問題もあるようですので、またご検討していただきたいと思います。

それでは本日の議事は以上で終了とさせていただきます。長時間熱心にご審議いただきましてありがとうございました。おかげで答申を出すことが出来ました。どうもありがとうございました。

## (司 会)

川田会長様、長時間にわたる議事の進行誠にありがとうございました。また、委員の皆様には貴重なご意見、ご提言を頂きまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、高知県森林審議会を終了させて頂きます。どうもありがとうございました。

一閉会一